

CCTV『3-15 晚会』特番と 中国消費者権益保護法の改正

北京市金杜法律事務所
中国弁護士 劉 新宇
Liu Xinyu

世界消費者権利保護デーの3月15日には、CCTV(中国中央テレビ局)が、消費者の権利をめぐる種々の話題を取り上げる特番『3-15 晚会』を毎年放映する。それは今や、当日のその時間帯において全国1位の高視聴率を誇る人気番組となり、全中国で実に1億人以上が視聴している計算となる。アップル社のアフターサービス問題が大きく報じられた昨年の放送後には、同社のアフターサービスは中国を差別的に扱っているとの批判が中国全土で巻き起こり、最終的に同社CEOによる公式謝罪へと事態が発展することとなった。

今年の同特番では、①人気製パン店における賞味期限切れ原料の使用、②銀現物投資取引所における不正価格操作、③某国有大手電子通信企業による不正な通信料水増しと個人情報収集、④携帯電話ウイルスを含むQRコード、⑤撮影した画像に黒点が写り込む某日本製デジタルカメラといった問題に焦点が当てられた。その中には現在なお収束に到っていない問題もあり、今後の展開が注目されている。

中国市場での商品イメージに多大な影響を与える同番組は、中国で事業展開する外国企業にとって無視し得ないものとなっている。本稿では、この特番について紹介し、そこで報道される各種問題について最重要法令となる「中国消費者権益保護法」の改正に加え、日系企業とし

て注意すべき点を論じてみたい。

CCTV『3-15 晚会』のインパクト

1983年から3月15日は「世界消費者権利デー」とされ、中国消費者協会が国際消費者機構に加盟した87年以降、中国では毎年この日に、各種の消費者権利保護の活動が行われている。中でも最大の社会的影響力を有するのが、当日夜に放映されるCCTVの2時間特番『3-15 晚会』である。91年に始まったこの番組は、その時代を反映してテーマは変遷しているが、その一貫した基本コンセプトは、消費者に重大な不利益を与える問題に対する「糾弾」である。特に近年では、消費者と大企業との争いや消費者保護に反する業界慣習などが特集されたことから、「今年、^{やり}槍玉に挙がる企業はどこか」と人々の関心を集めている。この番組で取り上げられると、他メディアでも報道されネットでも大きな話題となることから、企業関係者は緊張の面持ちで3月15日の夜を迎えることになる。

日本においては、同番組は政治や外交の手段としても利用され、両国の関係が悪化する中、「日本たたきの一環として日本企業が矢面に立たされた」と論じる向きもある。しかし、この特番で過去に糾弾された企業は、中国の大手企業や国有企業はもちろん、アップル(米)、マクドナルド(米)、フォルクスワーゲン(独)、